

令和7年4月1日以降

農振法及び農地法の手続きを行う場合、事前に地域計画の除外の手続きが必要です

農業経営基盤強化促進法による地域計画内の農地については、農振法第13条第2項第2号及び農地法施行規則第47条の3第2号に基づき、農振法及び農地法の手続きを行う場合には事前に地域計画の除外の手続きが必要です。

地域計画内の農地

安曇野市は青地農地及び令和7年1月時点で利用権設定のある農地(白地農地・農業振興地域外)

地域計画内の農地

青地農地  
所要期間約1年(農振除外)



農振除外・用途変更  
受付期間  
前期:5月20日~6月20日  
後期:11月20日~12月20日

農地の貸借あり

※令和7年1月時点  
(白地農地・農業振興地域外)

地域計画変更申出

申請期間:毎月1日~15日  
変更公告予定日:申請月の  
翌々月上旬  
例:4月申請→6月上旬公告

地域計画外の農地

農地の貸借なし

※令和7年1月時点  
(白地農地・農業振興地域外)

安曇野市の適正な土地利用に関する条例

特定開発B

承認手続  
A1

承認手続  
A2

届出

手続不要

農地転用

(農地法第4条・農地法第5条)

申請期間:毎月1日~10日



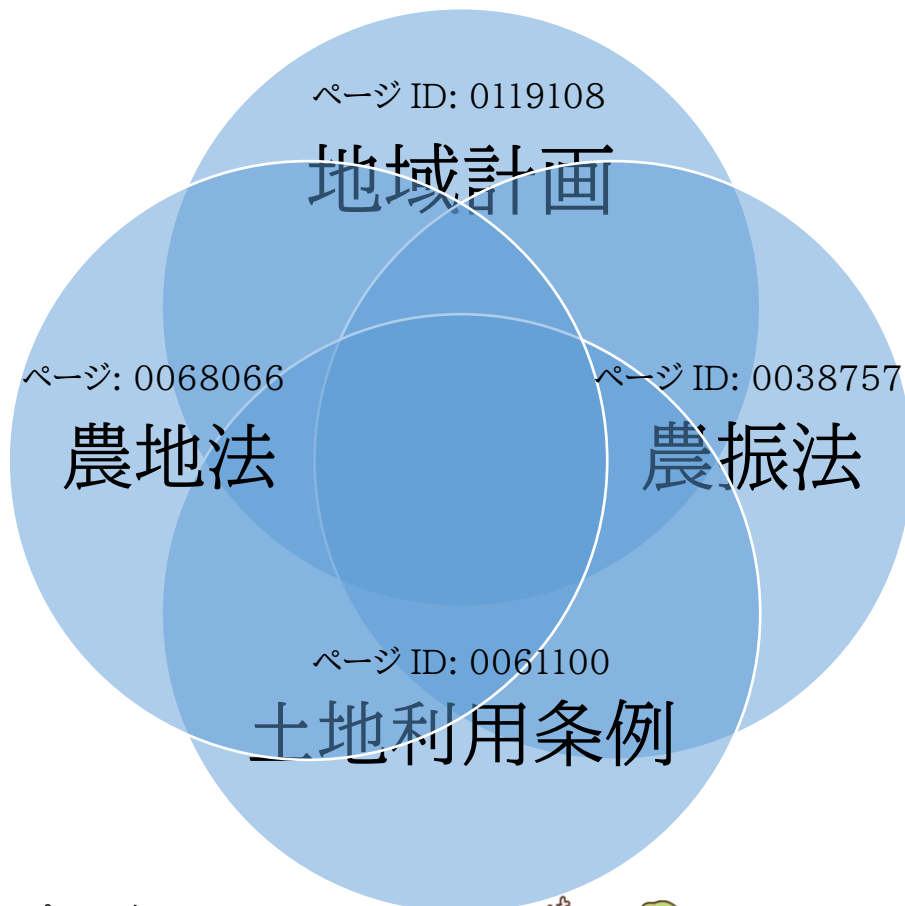
農地転用許可後工事着手

# 安曇野市の転用可能な農地

安曇野市の農地は、「地域計画」「農振法」「安曇野市の適正な土地利用に関する条例」「農地法」の全ての要件を満たした場合のみ農地転用が可能です。

事前に各担当の窓口で要件を満たしているか確認をお願いします。

※上記以外の法律や条例の適用を受ける場合には、その全ての要件を満たす必要があります。



市ホームページトップページ

文章・キーワード検索  ページID検索 [ページID検索とは?](#)

例:1234567



※検索したい記事のページ ID を入力して、「検索」ボタンをクリックすると、該当のページに移動します。

お問い合わせ先

地域計画	: 農政課農村振興担当	TEL : 0263-71-2429	2F <a href="#">17</a>
農振法	: 農政課農業政策担当	TEL : 0263-71-2427	2F <a href="#">17</a>
土地利用条例	: 建築住宅課開発調整係	TEL : 0263-71-2243	2F <a href="#">15</a>
農地法	: 農業委員会事務局	TEL : 0263-71-2497	2F <a href="#">18</a>